

## 公益社団法人日本臨床細胞学会雑誌投稿規定（2. 論文掲載\_3）一部改定

### 2. 掲載論文

3) 論文作成に際しては、プライバシー保護の観点も含め、ヘルシンキ宣言（ヒトにおける biomedical 研究に携わる医師のための勧告）ならびに「人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針」（文部科学省，厚生労働省，経済産業省（令和 3 年 3 月 23 日（令和 4 年 3 月 10 日一部改正），<https://www.mhlw.go.jp/content/000909926.pdf>）が遵守されていること。

※これらの指針は，学会誌各年 1 号に記載。

通常の診療以外の目的を有する場合は『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』の規定する「研究」に該当することから、『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』に基づき執筆者の属する施設での倫理委員会の承認番号を本文中に明記すること（承認番号：XXX などと記載）。

9 例までのケース・シリーズの記述的研究は、原則として症例報告と同様に扱う。ただし、対象群と比較研究や通常の診療行為を超えるもの等は「研究」の範疇に含まれる。報告の内容によっては、対象患者の同意を得るもしくは倫理委員会の承認を受けてオプトアウトの機会を提供するなどの対応が必要となる。

2023年（令和5年）11月3日一部改定